

◎新潟県告示第839号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和6年7月30日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15018	登録年月日	平成21年9月9日				
登録検査機関の名称	株式会社 諸長						
代表者氏名	代表取締役 諸橋 勤						
主たる事務所の所在地	新潟県魚沼市十日町352番地15						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
農産物検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受託先			
	氏名	農産物の種類	証明書番号	受託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	池田 圭一郎	玄米	K1522015				
備考	略称『諸長』 令和6年7月30日 農産物検査員1名の登録抹消。検査員合計8名。						